

## 越谷市オレンジカフェ事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、認知症高齢者及びその家族が住み慣れた地域で暮らしていくため、認知症高齢者及びその家族が互いに交流するカフェ（以下「オレンジカフェ」という。）を開催する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に定める要件を満たすオレンジカフェを開催する事業とする。

### (補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 補助事業を公正かつ中立の立場で実施することができる団体で、市内に事業所を有し、かつ、市内を活動範囲としていること。
- (2) 定款、規約、会則等を有していること。
- (3) 団体としての運営及び会計処理が適正に行われていること。

2 補助金の交付は、1 補助対象団体につき同一年度内1回限りとする。

3 補助対象団体のうち、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が補助事業を実施する場合は、同法第26条第1項に規定する公益事業として当該補助事業を実施するものとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する費用のうち飲食費等の材料費（実費）及び会場使用料とする。ただし、社会福祉法人が補助

事業を実施する場合にあっては、飲食費（材料費の実費に限る。以下同じ。）に限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 団体の構成員による会合の飲食費
- (2) 会場の光熱水費、機材の借上げ等の費用
- (3) その他市長が適当でないと認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、飲食費の2分の1の額及び会場使用料の合計額とし、20,000円を限度とする。この場合において、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（申請書の様式等）

第6条 規則第5条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとし、その提出期限は、事業を開始する日から30日前までとする。ただし、事業を開始する日の30日前が前年度の場合にあっては、事業を開始する日の属する年度の最初の日提出するものとする。

2 規則第5条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

（添付書類）

第7条 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる書類の添付は、要しない。

2 規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 団体の収支予算書
- (3) 団体の定款、規約、会則等
- (4) 食品衛生管理者の資格を証する書類（食品を提供する場合に限る。）
- (5) 会場の位置図及び記録物

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知書等の様式)

第8条 規則第9条の規定による交付決定の通知は、第3号様式により行うものとする。

(補助対象事業の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）

は、規則第5条の規定により申請した内容に変更を生じたときは、越谷市オレンジカフェ事業費補助金変更承認申請書（第4号様式）に変更後の事業計画書及び収支予算書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の変更を承認したときは、越谷市オレンジカフェ事業費補助金変更承認通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 規則第19条第1項の規定により交付決定を取り消したときは、第6号様式により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、市長の要求があったときは、事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第12条 規則第15条第1項の報告書の様式は、第7号様式のとおりとし、当該事業の完了した日から10日以内に市長に提出しなければならない。ただし、年度を越えることはできない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実施報告書（第9号様式）

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し

(4) 補助事業の実施が確認できる記録物

(5) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書の様式)

第13条 規則第16条第1項の規定による額の確定通知は、第10号様式により行うものとする。

(請求書の様式)

第14条 規則第18条第2項の請求書の様式は、第11号様式のとおりとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業の要件

会 場	市内に10人以上が活動できるスペース（支援拠点）を確保すること。
開催回数等	1回あたり2時間以上、かつ、年間6回以上開催すること。
人員配置等	<p>(1) 認知症高齢者及びその家族からの相談に対応できる専門職（医師、看護師等の医療関係者、認知症地域支援推進員、認知症介護支援経験のある介護関係者等）を1人以上配置するほか、参加者に対応できる人数を確保すること。</p> <p>(2) 食品を提供するときは、食品衛生管理者を配置すること。</p> <p>(3) 茶菓子等を提供するときは、衛生管理に十分留意すること。</p>
費 用	参加費等を徴収する場合は、材料費等の実費負担のみとし、1人あたり1回200円程度とすること。
そ の 他	<p>(1) カフェの名称は、地域の理解を得られるものとし、「認知症」という言葉を直接使用しないこと。</p> <p>(2) 市民ボランティア（キャラバン・メイト、認知症サポーター等）の積極的な参加を促進すること。</p> <p>(3) 認知症高齢者及びその家族が、心地よく、当該認知症高齢者の状態に合った過ごし方ができるとともに、認知症高齢者、その家族及び地域住民が互いに交流が図れるものとする。</p> <p>(4) 政治又は宗教的な活動を伴わないこと。</p> <p>(5) 法令及び公序良俗に反しないこと。</p> <p>(6) 認知症高齢者及びその家族の個人情報及びプライバシーの尊重・保護に万全を期するものとし、補助事業者は、事業を行うに際して知り得た参加者の秘密を漏らしてはならないこと。</p>

第1号様式（第6条関係）

越谷市オレンジカフェ事業費補助金交付申請書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地  
名 称  
代表者 印

年度越谷市オレンジカフェ事業費補助金の交付を受けたいので、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

添付書類

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 収支予算書
- 3 定款、規約、会則等
- 4 食品衛生管理者となることができる資格を証する書類
- 5 会場の位置図及び記録物
- 6 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

年度越谷市オレンジカフェ事業計画書

名 称	
実 施 場 所	
実 施 主 体	
参加予定人数	
実 施 期 間	

実施年月日	内 容

第3号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

越谷市長

印

越谷市オレンジカフェ事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度越谷市オレンジカフェ事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 完了払
- 3 交付の条件
  - (1) 補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第4号様式（第9条関係）

越谷市オレンジカフェ事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地  
名 称  
代表者 印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた越谷市オレンジカフェ事業費補助金については、事業内容等の変更が生じたため、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 交付決定額 金 円
- 4 変更申請額 金 円

添付書類

- 1 変更事業計画書
- 2 変更収支予算書

第5号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

越谷市長 印

越谷市オレンジカフェ事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度越谷市オレンジカフェ事業費補助金については、下記のとおり補助事業の変更を承認しましたので、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第11条第4項において準用する同規則第9条の規定により通知します。

記

1 変更の内容

2 変更後承認額 金 円

第6号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

越谷市長 印

越谷市オレンジカフェ事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました越谷市オレンジカフェ事業費補助金については、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 交付決定取消年月日
- 2 交付決定取消理由

第7号様式（第12条関係）

越谷市オレンジカフェ事業費補助金に係る事業実績報告書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地  
名 称  
代表者 印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた  
年度越谷市オレンジカフェ事業費補助金に係る事業が完了したので、越谷市補  
助金等の交付手続き等に関する規則第15条第1項の規定により、下記のとおり  
関係書類を添えて報告します。

記

補助事業の実績額 金 円

添付書類

- 1 事業実施報告書（第8号様式）
- 2 収支決算書
- 3 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- 4 補助事業の実施が確認できる記録物
- 5 その他市長が必要と認める書類

第8号様式（第12条関係）

年度越谷市オレンジカフェ事業実施報告書

事業者名 \_\_\_\_\_

実施年月日	内 容

第9号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

越谷市長

印

越谷市オレンジカフェ事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した  
年度越谷市オレンジカフェ事業費補助金については、年 月 日  
付けで提出された事業実績報告書に基づき、越谷市補助金等の交付手続き等  
に関する規則第16条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円

第 1 1 号様式 (第 1 4 条関係)

越谷市オレンジカフェ事業費補助金交付請求書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地  
名 称  
代表者 印

年度越谷市オレンジカフェ事業費補助金については、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第 1 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 円

2 下記の(1)、(2)のどちらかを記入してください。

(1) 債権者コード No. ( )

(2) 銀行口座

金融機関名

支 店

普通・当座

口 座 番 号

フリガナ  
口 座 名 義